



アスター

W
Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

10月

(神無月) OCTOBER

9日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.

ワンポイント 価格転嫁サポート窓口

原材料費やエネルギー価格、労務費などの上昇分を、中小企業等が発注側企業に適切に価格転嫁するための支援体制強化として中小企業庁が全国47都道府県の「よろず支援拠点」に7月新設した相談窓口。窓口では、価格交渉に関する基礎的な知識や原価計算の手法の習得支援などのサポートを行っています。

10月の税務と労務

- 国 税／9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税／8月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税／2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 10月31日
- 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／労働者死傷病報告 (7月～9月分) 10月31日
- 労 務／労災の年金受給者の定期報告 (7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務／労働保険料第2期分の納付 10月31日 (労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

被扶養者の 国内居住要件等 (健康保険)

令和2年4月1日に健康保険制度が改正され、被扶養者認定の要件に「日本国内に住所を有していること」が加わりました。基本的な考え方や具体的な取り扱い、厚生労働省が発する通知や「国内居住要件に関するQ & A」等により示されています。そして今年6月、取扱いの一層の明確化を図るため、通知やQ & Aの改正が行われました。今回は、国内居住要件の概要と改正内容をご説明します。

一 国内居住要件

(一) 国内居住要件の考え方

国内居住要件の「住所」とは、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断されます。

住民票が日本国内にある者は、原則として国内居住要件を満たすものとされますので、被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、国内居住要件を満たします。

ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、保険者（協会けんぽ・健康保険組合）において、例外的に国内居住要件を満たさないものと判断して差し支えないこととされています。

(二) 例外

① 例外が認められるとき

日本国内に住所がないとしても、外国に一時的に留学をする学生や、外国に赴任する被保険者に同行する家族など、一時的

な海外渡航を行う者等は、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱われます。

② 手続き

健康保険被扶養者（異動）届を提出する際に、健康保険被扶養者（異動）届に国内居住要件の例外に該当する旨を記載します。

保険者が被扶養者の認定をするときは、健康保険被扶養者（異動）届に添付されている国内居住要件の例外に該当することを証する書類等により、確認が行われます。

書類等が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文の添付が必要です。

③ 添付書類（例）

国内居住要件の例外に該当する事由により添付書類が異なります。

a 留学生

査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
b 外国に赴任する被保険者に同行する者

査証、海外赴任辞令、海外

の公的機関が発行する居住証明書の写し

c 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し

d 被保険者の海外赴任期間に当該被保険者との身分関係が生じた者で、bと同等と認められる者
出生や婚姻等を証明する書類等の写し

e aからdまでに掲げられるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
個別に判断

二 国内居住要件のQ & A

「国内居住要件に関するQ & A」（厚生労働省）より、一部抜粋したものを取り上げます。

Q1

国内居住要件は、どこまでの確認を要するのか。住民票の確認に加えて、全ての被扶養者（認定対象者）に対して居住実態の確認を行う必要がある

るのか。

A 則、住民票が日本国内にあるかどうかを確認すればよく、全ての被扶養者の居住実態を確認する必要はありません。

明らかに日本に居住実態がないため国内居住要件を満たさないと判断するのは、例えば海外療養費の審査の過程において、海外への渡航理由を確認した際に、海外で就労しており、日本国内での居住実態がないと判明したケース等の個別の対応のみで、問題ないとされています。

2Q 外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する被保険者に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者であつて、本来の在留活動を妨げない範囲の付随的な就労を行う場合又は就労しない場合の収入確認について、渡航先での滞在期間が短い等の理由で収入を確認する公的証明等が発行できない場合の取扱いはどうなるのか。

A 渡航先での滞在期間が短い等の理由で公的証明等が発行できない場合は、ビザにおいて、就労の可否、可能な就労

の程度を確認し、今後1年間の収入を見込むこととされています。ビザだけでは判断できない場合は、被保険者の勤務先において扶養手当の支給状況及び支給基準等を提出させ確認を行います。

なお、出国前の日本国内での収入で判断する場合は、海外に渡航していることによる状況の変化について考慮することとされている点にも注意を要します。

(例)

・ 学生ビザで就労可能な時間に制限がある場合等、当該制限の下で就労することにより被扶養者の認定基準未満の収入となることが見込まれる場合は、就労による収入は収入要件を満たすとして取り扱って差し支えない。

・ 就労ができない種類のビザの発給を受けている場合、就労による収入はないとして取り扱って差し支えない。

・ 渡航する前に国内に居住していた認定対象者について認定時における最新の国内の所得証明書を取得することができるとき、当該証明書にて被

扶養者の認定基準額未満の収入であることが確認できる場合は、渡航後も認定基準額未満の収入として取り扱って差し支えない。

3Q 国内に住民票を有し、国内居住要件を満たす場合には、被扶養者として認定するということか。

A 国内居住要件を満たすこととのみで被扶養者として認定されるものではありません。

身分関係、生計維持関係等の被扶養者が満たすべき要件については、従来通り適切に把握する必要があります。

4Q 「観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外渡航する者」にワーキングホリデー制度の利用者は含まれるのか。(一部改正)

A 通常の就労ビザと異なり、ワーキングホリデー制度は主として休暇を過ごす意図を有するものと位置付けられており、ワーキングホリデーでの渡航は、海外滞在期間中の旅行・滞在資金を補うための付随的な就労が認められるものの、

就労を目的とした渡航とは言えないため、国内居住要件の例外として認められます。

また、就業訓練の目的で一時的に海外渡航する者については、例えばビザの内容から留学と同様であると判断できる場合など、就労を目的とした渡航とは言えない場合には、国内居住要件の例外として認められます。

5Q 独立行政法人国際協力機構(JICA)の海外協力

隊など海外でボランティア活動をする場合、当該団体等から現地生活費が支給されることがあるが、この場合も国内居住要件の例外に該当するか。(改正)

A ボランティア活動で一時的に海外に渡航する者として国内居住要件の例外に該当します。

ただし、当該現地生活費が年間収入として被扶養者の認定基準額以上である場合等は、健康保険法第3条第7項に規定する「主としてその被保険者により生計を維持するもの」に該当しないため、被扶養者と認定されないことに留意する必要があります。

永年勤続表彰金の取扱い ～社会保険の報酬等の範囲～

健康保険・厚生年金保険の保険料や保険給付の額は、会社が支払う報酬および賞与の額に基づいて決定した標準報酬月額・標準賞与額により算出します。

令和5年6月、報酬・賞与の範囲等を示した「標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」の一部が改正され、事業主が長期勤続者に対して支給する金銭、金券又は記念品等（以下「永年勤続表彰金」といいます。）の取扱いが、次のように明示されました。

1 永年勤続表彰金

企業により様々な形態で支給されるため、その取扱いについては、名称等で判断するのではなく、その内容に基づき判断を行う必要があるが、少なくとも以下の要件を全て満たすような支給形態であれば、恩恵的に支給されるものとして、原則として「報

酬等」に該当しない。

ただし、当該要件を一つでも満たさないことをもって、直ちに「報酬等」と判断するのではなく、事業所に対し、当該永年勤続表彰金の性質について十分確認した上で、総合的に判断すること。

2 永年勤続表彰金における判断要件

(1) 表彰の目的

企業の福利厚生施策又は長期勤続の奨励策として実施するもの。

なお、支給に併せてリフレッシュ休暇が付与されるような場合は、より福利厚生としての側面が強いと判断される。

(2) 表彰の基準

勤続年数のみを要件として一律に支給されるもの。

(3) 支給の形態

社会通念上、いわゆるお祝い金の範囲を超えていないものであって、表彰の間隔が概ね5年以上のもの。

教育訓練給付制度 検索システム

教育訓練給付制度は、働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的に、雇用保険制度の一環として行われている給付制度です。

この制度は、厚生労働大臣の指定を受けた講座を受講・修了する等の一定要件を満たしたときに受講費用の一部（訓練の種

類により異なり、受講費用の20%～70%。上限あり。）に相当する額を給付するもので、対象訓練は約1万4千講座あります。

なお、対象訓練となる教育訓練を検索するシステム「教育訓練給付制度 検索システム」が厚生労働省により公開されていますので、ご活用ください（検索キーワード「教育訓練給付制度 検索システム」で見つけることができます）。

ストレスチェックプログラムの更新

ストレスチェックプログラムは、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度を事業者が円滑に導入できるように無料配布されているものです。このプログラムによりストレスチェックの受検、結果出力、集団分析等を行うことができます。

令和5年4月にプログラムの「Ver.3.6」が公開されました。

なお、令和5年11月以降に「Ver.3.5以前」を使用している場合、動作に不具合が生じる可能性があり、10月までに最新版をダウンロードするよう注意喚起が行われています。

厚生労働省ホームページ内の「ストレスチェック等の職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策等」又は、同省が働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトとして設けている「こころの耳」よりダウンロードすることができます。